

五泉市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1 目 的

ふるさと応援寄附金制度（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 及び第 314 条の 7）による寄附の促進と、地元特産品等の知名度向上を図るため、五泉市へふるさと応援寄附をされた市外在住者に対して返礼品を贈ることとし、その返礼品を提供いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」と言う。）を募集します。

2 返礼品提供事業者の要件

下記の全ての要件を満たすものとします。

- （1）五泉市内に本店、支店、営業所や工場などを有する事業者または個人事業主であること。
- （2）市税の滞納がないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくはそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

3 返礼品の要件

返礼品は、下記の全ての要件を満たすものとします。

- （1）市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされている商品で、五泉市の魅力を体感でき、本市の P R につながるものであること。単品に限らず、複数の協力者によるセット商品も可とします。
- （2）受注後、速やかに商品が発送できること。また、飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、5 日以上の消費期限が保証される商品であること。体験・サービスの提供等の場合は、原則有効期限が発行日から一年以上あるもの。
- （3）年間を通して安定的に提供可能であること。（提供可能数量がごく少ない商品、提供期間がごく短い商品については、出品をお断りする場合があります。）
- （4）平成 31 年総務省告示第 179 号第 6 条各号に示されたいずれかの基準に該当するものであること。
- （5）商品に関連する法令等を遵守していること。食品を返礼品として提供する場合は、食品表示法、食品衛生法その他の関係法令を遵守し、産地名を適正に表示すること。

4 返礼品の価格

返礼品の価格（商品代（税込）、梱包手数料）は、寄附額の 3 割以内とします。

返礼品代金（商品代（税込）、梱包手数料）と送料（実費）は、市で負担します。

5 返礼品の配送

- (1) 市が指定する配送業者による集荷を基本とすること。
- (2) 市または配送業者から返礼品の出荷依頼があった場合、返礼品提供事業者は寄附者からの期日等の指定がない限り、速やかに返礼品の配送を行うこと。
- (3) 寄附者の指定した配送先からの商品品質等の苦情による返礼品の回収や再配送を行った場合にかかる費用は、提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りでない。

6 申し込み方法

別紙「五泉市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申込書（様式第 1 号）」と「五泉市ふるさと応援寄附金返礼品提供申込書（様式第 2 号）」のほか、地場産品基準第 3 号に該当する返礼品の提供を申請する場合は、「返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式（様式第 3 号）」に必要事項を記入して提出してください。※

「五泉市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申込書（様式第 1 号）」は初めて提供事業者として申し込みをする場合に必要となります。追加で返礼品を提供する場合は「五泉市ふるさと応援寄附金返礼品提供申込書（様式第 2 号）」をご提出ください。返礼品の申込時に写真データがありましたら同時に提出してください。

返礼品の変更または、登録を取りやめる場合は「五泉市ふるさと応援寄附金返礼品変更（廃止）届（様式第 4 号）」を提出してください。

※ 地場産品基準第 3 号に該当する返礼品が採択された場合、令和 7 年 6 月 24 日付総務省告示第 220 号の定めにより、返礼品の名称、本市内において生じた価値の割合、返礼品の製造・加工地、返礼品価格（本市の調達費用）、一般販売価格を本市公式ウェブサイト上に一覧で公表します。

7 返礼品提供事業者及び返礼品の選考

申込内容を選考のうえ返礼品者及び返礼品を決定し、その結果を申し込み者に連絡します。

8 返礼品採用のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、会社名などを掲載します。
- (2) 五泉市が作成するふるさと応援寄附金パンフレットやチラシ、ポスター等に商品を掲載する場合があります。（市が関連する各種事業で配布することがあります。）

- (3) 返礼品発送の際に、事業者のパンフレット、チラシ等を同梱して発送し、他の商品の紹介等を行うことができます。

9 個人情報の管理

返礼品提供事業者は、この業務に係る寄附者等の個人情報について、五泉市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令等を遵守し、適切に管理してください。提供を受けた個人情報は、返礼品の送付や問い合わせ対応のために限り提供するものであり、この目的外の利用は禁止します。また、第三者に漏らさないでください。

10 その他留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送遅延、販売中止、品質に関する事故等が発生した場合は、速やかに市へ報告してください。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告してください。また、品質等による補償やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、申し込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす恐れがあると認めた場合、登録を中止します。
- (4) 市は、登録された返礼品提供事業者及び返礼品が本要項2又は本要項3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。
- (5) 市から支払われた返礼品代が1年間で100万円を超える場合は、市のウェブサイト上にて、事業者名と支払額を公表します。
- (6) この要項に記載のない事項については、その都度協議し、対応します。

11 申し込み・問い合わせ先

〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1 五泉市役所 企画政策課 ふるさと納税担当
TEL : 0250-43-3911 (代表) FAX : 0250-42-5151
E-mail : furusato@city.gosen.lg.jp

12 附則

この要項は、令和6年7月1日から施行する。

この要項は、令和8年7月1日から施行する。